

霧島市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

霧島市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例を次のように制定する。

平成25年2月18日 提出

霧島市長 前田 終止

霧島市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第45条第3項の規定に基づき、市が管理する市道（市長がその路線を認定したものをいう。）に設ける道路標識のうち、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「省令」という。）第3条の2の規定により条例で寸法を定めることとされた道路標識（以下「道路標識」という。）の寸法を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語は、省令で使用する用語の例による。

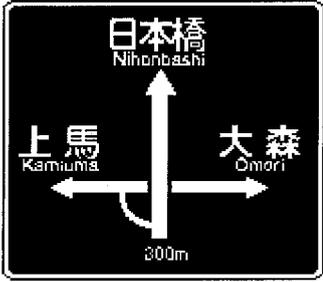
(道路標識の寸法)

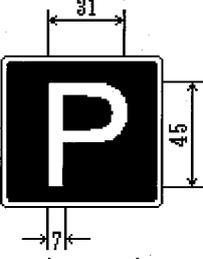
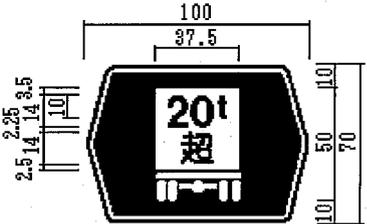
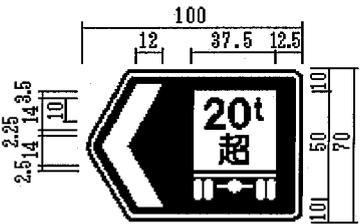
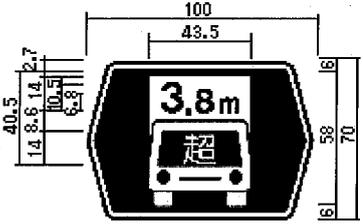
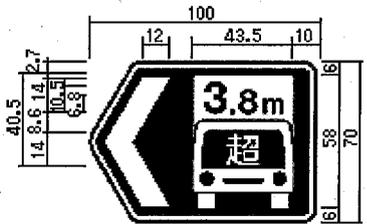
第3条 道路標識の寸法は、別表のとおりとする。

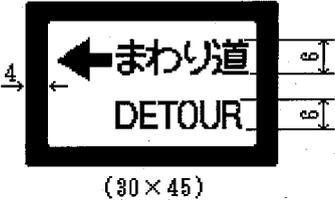
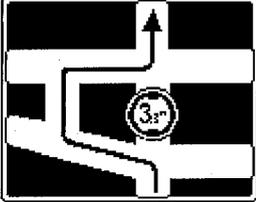
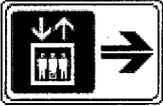
附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

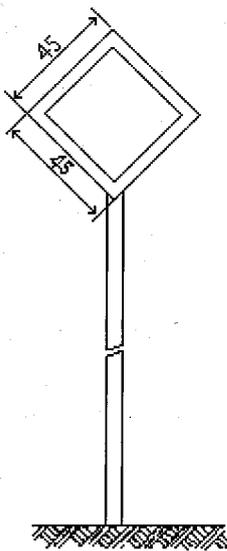
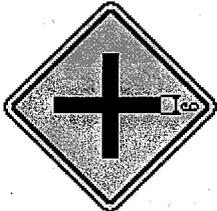
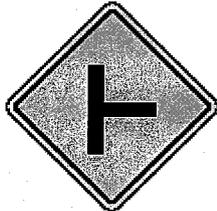
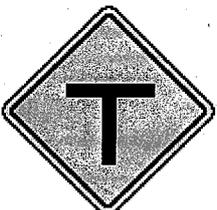
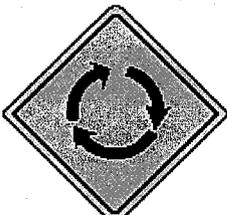
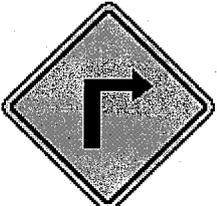
別表（第3条関係）

案内標識		
市町村（101）	方面、方向及び距離 （105-A）	方面、方向及び距離 （105-B）
		
方面、方向及び距離 （105-C）	方面及び距離 （106-A）	方面及び方向の予告 （108-A）
		
方面及び方向の予告 （108-B）	方面及び方向 （108の2-A）	方面及び方向 （108の2-B）
 		 
方面、方向及び道路の 通称名の予告（108の3）	方面、方向及び道路の通称名 （108の4）	著名地点 （114-A）
		 

著名地点 (114-B)	主要地点 (114の2-A)	主要地点 (114の2-B)
 <p>日比谷公園 → Hibiya Park 500m</p>	 <p>虎ノ門 Toranomon</p>	 <p>赤坂見附</p>
待避所 (116の3)	駐車場 (117-A)	登坂車線 (117の2-A)
 <p>14 13 16 待避所 (90 × 60)</p>	 <p>31 45 7 (60 × 60)</p>	 <p>20 8 10 3 登坂車線 SLOWER TRAFFIC (60 × 160)</p>
総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)	総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)	高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)
 <p>100 37.5 2.5 2.25 1.4 1.4 3.5 10 10 50 70 10 20t 超</p>	 <p>100 12 37.5 12.5 2.5 2.25 1.4 1.4 3.5 10 10 50 70 10 20t 超</p>	 <p>100 43.5 40.5 14 8.5 14 2.7 10.5 6.8 16 58 70 16 3.8m 超</p>
高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)	道路の通称名 (119-A)	道路の通称名 (119-B)
 <p>100 12 43.5 10 40.5 14 8.5 14 2.7 10.5 6.8 16 58 70 16 3.8m 超</p>	 <p>8 24 80 5.10 青山通り Aoyama-dori</p>	 <p>8 24 80 5.10 青山通り Aoyama-dori</p>

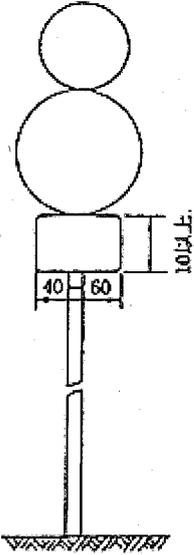
道路の通称名 (119-C)	まわり道 (120-A)	まわり道 (120-B)
		
エレベーター (121-A)	エレベーター (121-B)	エレベーター (121-C)
		
エスカレーター (122-A)	エスカレーター (122-B)	エスカレーター (122-C)
		
傾斜路 (123-A)	傾斜路 (123-B)	傾斜路 (123-C)
		
乗合自動車停留所 (124-A)	乗合自動車停留所 (124-B)	乗合自動車停留所 (124-C)
		

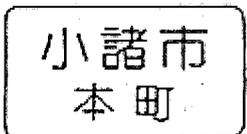
便所 (126-A)	便所 (126-B)	便所 (126-C)
		

警戒標識		
本標識板の規格	十形道路交差点あり (201-A)	┣形 (又は┣形) 道路交差点あり (201-B)
		
	┣形道路交差点あり (201-C)	Y形道路交差点あり (201-D)
		
ロータリーあり (201の2)	右 (又は左) 方屈曲あり (202)	右 (又は左) 方屈折あり (203)
		

右（又は左）背向屈曲あり (204)	右（又は左）背向屈折あり (205)	右（又は左）つづら折りあり (206)
踏切あり (207-A)	踏切あり (207-B)	学校、幼稚園、保育所等あり (208)
信号機あり (208の2)	すべりやすい (209)	落石のおそれあり (209の2)
路面凹凸あり (209の3)	合流交通あり (210)	車線数減少 (211)
幅員減少 (212)	二方向交通 (212の2)	上り急勾配あり (212の3)

下り急勾配あり (212の4)	道路工事中 (213)	横風注意 (214)
		
動物が飛び出すおそれあり (214の2)	その他の危険 (215)	
		

補助標識		
補助標識板の規格	距離・区域 (501)	通学路 (508)
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px;">この先100m</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px;">ここから50m</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px;">市内全域</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px;">通学路</div>
	踏切注意 (509の2)	横風注意 (509の3)
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px;">踏切注意</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px;">横風注意</div>
	動物注意 (509の4)	注意 (509の5)
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px;">動物注意</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px;">注意</div>	

注意事項 (510)	方向 (511)	地名 (512)
		
始点 (513)	終点 (514)	
		

備考

1 本標識板（本標識の表示板をいう。）

(1) 寸法

ア 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下この備考において同じ。）を基準とする。

イ 「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

ウ 「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法（イに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

エ 警戒標識は、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.3倍、1.6倍又は2倍にそれぞれ拡大し、又は3分の2に縮小することができる。

オ 「登坂車線」及び「道路の通称名（119-A・B・C）」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

カ 「道路の通称名（119-A・B）」を表示する案内標識については表示する文字の字数により図示の横寸法を、「道路の通称名（119-C）」を表示するものについては縦寸法を拡大することができる。

(2) 文字等の大きさ等

ア 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

イ 案内標識で、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点（114-B）」、「待避所」、「駐車場」、「登坂車線」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」、「道路の通称名（119-A・B・C）」及び「まわり道（120-A・B）」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度 (単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ (単位 センチメートル)
40、50又は60	20
30以下	10

ウ 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、イの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

エ 「著名地点（114-B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。

オ 「市町村」、「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」及び「著名地点（114-A・B）」を表示する案内標識に、それぞれ市章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

カ 「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

キ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(7) 案内標識

縁は、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道（120B）」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名（119-A・B・C）」を表示するものについては8ミリメートル、その

他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

(i) 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

2 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）の寸法

- (1) 図示の寸法を基準とする。
- (2) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により、道路法（昭和27年法律第180号）で規定されていた市町村道に設ける道路標識の寸法について、道路管理者である地方公共団体の条例により内閣府令・国土交通省令で定めるところを参酌して定めることとされたことに伴い、本条例を制定しようとするものである。